

凡 例

- (1) 本報告書で用いた年次は、特記しない限り暦年 (1 ~ 12月) である。
- (2) 本報告書では、特に断りのない限り指標の変化率は、年 (度) については前年 (度) 比、先進国の四半期は前期比 (年率)、月次については前月比、途上国は、前年同期 (月) 比である。
- (3) 「国」という表現には「地域」を含む場合がある。
- (4) 本報告書では、特記しない限り原則として、各国・地域を以下のように分類している。
- ・ **先進国** : O E C D 加盟 (30 か国) (アイスランド、アイルランド、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェッコ、スロバキア、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ルクセンブルグ)
 - ・ **途上国** : 非 O E C D 加盟国。
 - ・ **E U** (15 か国) : アイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ
 - ・ **ユーロ圏** (12 か国) : アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スペイン、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルグ
 - ・ **北東アジア** : 中国、韓国、台湾、香港の 4 か国・地域を分析の対象とする。
 - ・ **A S E A N** : シンガポール、インドネシア、カンボディア、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの 10 か国だが、本報告書では、主としてシンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシアの 5 か国を A S E A N として分析の対象とする。
 - ・ **東アジア** : 北東アジア (中国、韓国、台湾、香港の 4 か国・地域)、A S E A N 5 か国 (シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア)
- (5) 通貨価値の増 (減) 価率は、I M F 方式 (1 ドル当たりの自国通貨表示を (比較年時 - 基準年時) / 比較年時で計算したもの) によっている。